



『高畠町空き家バンク』登録までの流れ

所有者＝所、利用希望者＝利、高畠町＝町、町内不動産業者＝不

空き家バンクに登録できない物件は？	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宅地建物取引業法第34条の2に規定する媒介契約を締結しているもの <small>※不動産関係業者と建物の売買契約を締結している物件</small> ◆ 老朽化が著しく、大規模な修繕が必要と判断されたもの ◆ 暴力団員又は暴力団関係者が所有者であるもの ◆ 町長が適当でないとするもの
-------------------	--

所有者	空き家登録申込	<p>空き家バンクへ登録するため、次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 空き家バンク物件登録申込書（様式第1号） ② 空き家バンク物件登録カード（様式第2号） ③ 承諾書（様式第3号） ④ 空き家の平面図 ⑤ 空き家の固定資産税納税通知書又は土地家屋名寄帳の写し ⑥ その他必要書類(同意書等)
-----	---------	--

所有者	現地調査	<p>所有者立ち合いのもと、空き家の現地調査を行います。(町と提携する町内不動産業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 建物の確認、写真撮影(外観・室内等)、平面図作成等
-----	------	---

町・不	空き家台帳登録・各ホームページでの公開	<ul style="list-style-type: none"> ① 空き家台帳への登録（様式第4号）※登録期間3年 ② 所有者へ物件登録完了書（様式第5号） ③ 町及び担当する町内不動産業者ホームページ上で一部公開
-----	---------------------	---

利用者	空き家利用登録	<p>空き家バンク登録物件の閲覧希望者は「利用者登録」が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 空き家バンク利用登録申込書（様式第9号）
-----	---------	--

所・利・不	現地見学(内見)	<p>「利用登録者」から希望があれば、現地見学ができます。(提携する町内不動産業者)</p>
-------	----------	--

利用者	交渉の申込み	<p>「利用登録者」が、購入(賃貸)等の交渉を希望する場合は、町へ連絡してください。</p>
-----	--------	--

契 約	契 約 後	<p>契約交渉・仲介等は、町と提携する“町内不動産業者”により進めます。</p>
-----	-------	--

契 約 後	契 約 後	<p>町では「空き家バンク」に対する各種補助金もあります。詳細は下記までご連絡ください。</p>
-------	-------	--

お 問 合 せ	お 問 合 せ	<p>〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地 高畠町建設課 建築住宅係 TEL:0238-52-4481 Email:kensetu@town.takahata.yamagata.jp</p>
---------	---------	--